

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ヒ ラ キ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 向 畑 達 也  
(コード番号 3059 東証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 戦 略 室 長  
今 本 清 治  
(TEL 078-731-2322)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することならびに会社法第 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に割当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役に対し、当社に対する経営参加意識を高めるとともに業績向上の努力に報い、業績向上に対する意欲や士気を喚起するために、次の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1)新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

##### (2)新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 20,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3)新株予約権の総数

200 個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (4)新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

#### (6)新株予約権の行使期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日までとする。

#### (7)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合または新株予約権者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続を認めない。
- ④新株予約権者は、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- ⑤その他の条件については、当社第32回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)当社が新株予約権を取得することができる事由および条件

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、新株予約権を無償で取得できる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、当社第 32 回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以上